

代金取立規定

令和2年4月1日現在

吳信用金庫

目次

1.	(取扱証券類)	1
2.	(要件の補充等)	1
3.	(手数料等)	1
4.	(発送)	1
5.	(引受けのない手形等の取扱い)	1
6.	(取立代金の入金)	1
7.	(証券類の不渡り)	2
8.	(証券類の組戻し)	2
9.	(証券類の喪失、通信の遅延等)	2
10.	(譲渡、質入れの禁止)	2
11.	(預り証綴の失効、再発行)	2
12.	(規定の変更)	2

代金取立規定

1. (取扱証券類)

手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。

2. (要件の補充等)

- (1) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (2) 証券類のうち裏書等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (3) 手形、小切手の取立にあたっては、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

3. (手数料等)

- (1) 代金取立の受託にあたっては、店頭掲示の代金取立手数料をいただきます。なお、証券類の組戻し、不渡返却があつた場合または店頭呈示を要した場合には、その手数料を別途にいただきます。
- (2) 特別な依頼により要した費用は、別途にいただきます。
- (3) 代金取立手数料は、別途にいただく場合を除き、原則として証券類をお預りした翌営業日に、指定された入金口座より、当金庫所定の方法により払戻のうえ充当します。なお、払戻しについては、当座勘定規定、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）および各カードローン規定にかかわらず、当座小切手または預金通帳・払戻請求書の提出を受けずに処理いたします。

4. (発送)

証券類の取立を当金庫の他の本支店または他の金融機関に委託して行う場合には、当金庫が適当と認める時期、方法により発送します。

5. (引受けのない手形等の取扱い)

- (1) 引受けのない為替手形については、支払人に取立受託の旨の通知を発信することと引受けおよび支払いのための呈示をする義務を負いません。
- (2) 手形交換による呈示ができない証券類についても同様とします。

6. (取立代金の入金)

- (1) 手形のうち支払期日までに当金庫所定の余裕日数があり、かつ、支払期日に手形交換等によって取立のできるもので、当金庫が「期日入金手形」として取扱つたものについては、その手

形金額を支払期日に預金元帳へ入金記帳します。この場合、当該金額は、支払期日の翌営業日の金融機関相互間における不渡通知時限経過後に当店でその決済を確認したうえでなければ支払資金といたしません。

- (2) 「期日入金手形」以外の証券類については、金融機関相互間における入金報告によりその決済を確認のうえ預金元帳へ入金記帳し、支払資金とします。

7. (証券類の不渡り)

- (1) 証券類が不渡りとなつたときは、直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、「期日入金手形」についてはその金額を預金元帳から引落します。
- (2) 不渡りとなつた証券類は当店で返却しますから、当金庫所定の受取書に預金取引の届出印を押印して提出してください。
- (3) 前項の証券類については、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、権利保全の手続をします。

8. (証券類の組戻し)

- (1) 証券類の組戻しを依頼する場合には、支払期日の前日までに当金庫所定の組戻依頼書に預金取引の届出印を押印して提出してください。
- (2) 組戻しをした証券類は当店で返却しますから、当金庫所定の受取書に預金取引の届出印を押印して提出してください。

9. (証券類の喪失、通信の遅延等)

証券類が事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事由によつて紛失、滅失、損傷または延着したために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。やむをえない事由による通信機器、回線の障害等によつて通信が遅延したために生じた損害についても同様とします。

10. (譲渡、質入れの禁止)

代金取立の委託にもとづく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

11. (預り証綴の失効、再発行)

- (1) 証券類の取立代金を預金元帳に入金後、または、不渡り、組戻しにより証券類をご返却後はこの預り証綴の該当部分は無効とします。
- (2) 預り証綴を紛失されたときは、直ちに書面によつて当店に届出てください。その際には当金庫の取立関係帳簿に記載された内容にもとづき、再発行など適宜の処理をします。

12. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由がある

と認められた場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。

- (2) 前1項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。